

沖縄県認可外保育施設 指導監督要綱の改正

(令和7年7月)

沖縄県こども未来部子育て支援課

1

【沖縄県認可外保育施設指導監督要綱とは】

【児童福祉法】（S56年法改正対応）

- ・認可外保育施設に対する立入調査、届出・報告、改善勧告、行政処分等を規定

より効果的な指導ができるよう

【（国）認可外保育施設指導監督の指針】（H13年策定）

- ・児童の安全確保の観点から、劣悪な施設を排除するため
- ・認可外保育施設に対する指導・処分等の手順留意点等を規定

【沖縄県認可外保育施設指導監督要綱】

法に定める指導監督等の手順等を規定

指針を参酌して要綱を策定

【目的】

- ・法に基づく指導監督を的確に実施し、もって認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的としている

【県独自規定】

- ・研修会の開催など、施設に対する助言指導の実施
- ・巡回訪問
- ・認可外保育施設の制度の周知
- ・保育サービス提示の外部提示、基準を満たす証明書の提示

2

【沖縄県認可外保育施設指導監督要綱】

- 第1 総則
 - 1 目的
 - 2 認可外保育施設の定義
 - 3 指導監督基準
 - 4 認可外保育施設の把握、届出及び事前指導等

別表_指導監督基準

- 1 保育に従事する者の数及び資格
- 2 保育室等の構造、設備及び面積
- 3 非常災害に対する措置
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
- 5 保育内容
- 6 給食
- 7 健康管理・安全確保
- 8 利用者への情報提供
- 9 備える帳簿等

【メモ】
・国の基準を参酌
・県独自規定あり

- 第2 通常の指導監督
 - 1 通則
 - 2 報告徴収
 - 3 立入調査（巡回訪問）

- 第3 問題を有すると認められる場合の指導監督
 - 1 通則
 - 2 改善指導（評価基準）
 - 3 改善勧告
 - 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

付属_様式類

- 1 設置届出
- 2 変更届出
- 3 休止・廃止届出
- 4 事前指導
- 5 届出指導
- 6 運営状況報告
- 7 事故報告（今回削除）
- 8 長期滞在児童報告
- 9 保育サービス提示
- 10 交付書面

【メモ】
・届出・報告の様式に加え、事前指導の様式や、事業者が利用者等に提示する様式を定めている。

- 第4 情報提供
 - 1 市町村長等に対する情報提供
 - 2 県民への情報提供
 - 3 認可外保育施設制度の周知
 - 4 認可外保育施設が行う情報提供

- 第5 雑則
 - 1 要綱に定めのない事項
 - 2 市町村長の協力

○別に定める事項

- ・巡回訪問をする場合（指導監督フロー図）
- ・評価基準

3

【県指導監督要綱の改定】

- 1 平成25年2月19日 全面改正（巡回訪問追加、屋外掲示、証明書掲示等）
- 2 平成25年4月1日 一部改正（那覇市、宮古島市の適用外、証明書様式削除）
- 3 平成26年4月7日 一部改正（組織改編に伴う所管課名称の様式等の改定）
- 4 平成28年5月16日 一部改正（法改正による定義見直し、ベビシ様式追加）
- 5 平成29年5月10日 一部改正（特別立入調査の定義見直し、基準見直し）
- 6 平成30年5月11日 一部改正（長期間滞在児童報告追加、市町村協力明記）
- 7 令和5年4月1日 一部改正（基準見直し等）
- 8 令和6年1月1日 一部改正（重大事故の範囲見直し）
- 9 令和6年4月12日 一部改正（サービス掲示方法及び送迎バス基準見直し）
- 10 令和7年1月31日 一部改正（へき地保育所、押印廃止）
- 11 令和7年7月×日 一部改正（居宅訪問型様式追加、届出添付書類の規定）

4

国指針改正に伴うもの その他所要の改正

☐	居宅訪問型施設（ベビーシッター）に係る各種届出様式の追加（個人用）	☐	設置届出等に添付を求める書類の要綱への明記及び追加等（設置者に関する公的証明書）
☐	法改正（条項ずれ）、省令改正に伴う各種様式の変更	☐	事故等が生じた場合の様式の削除等
☐	その他	☐	居宅訪問型保育施設（ベビーシッター）に対する立入調査（集団指導）実施の明文化

【国指針改正に伴うもの】

▽居宅訪問型保育施設（ベビーシッター）に係る各種届出様式の追加（個人用）

- ・ 居宅訪問型保育施設（個人用）の様式として、設置届出様式（第1－3号様式）、運営状況報告様式（第6－3号様式）の追加
- ・ 従来の居宅訪問型保育施設の様式は、事業者用として整理

▼法改正（条項ずれ）、省令改正（設置届出の不要な施設、利用者への書面交付事項）の変更に伴う各種様式の変更

- ・ 対象様式▶第4号様式：事前指導、第5号様式：届出指導、第12号様式：交付書面
- ・ 変更内容▶法の条項ずれ、設置届出の不要な施設の変更、利用者書面交付事項である施設の管理者の住所の削除

▽その他

- ・ 指導監督基準の保育従事者の規定の書きぶりを変更（人数の変更なし）
- ・ 設置届出・運営情報報告様式の一部変更（祝祭日→祝日）

【その他所要の改正】

▽設置届出等に添付を求める書類の要綱への明記及び追加等（設置者に関する公的証明書）

- ・届出の際に必要な書類を明確にするため、これまで添付を求めてきた書類を要綱へ明記
- ・設置者に関する公的証明書の追加（個人）
- ・「提出書類一覧・チェックリスト」を新たに設け、利便性向上を図る。

▼事故等が生じた場合の様式の削除等

- ・事故等が生じた場合の報告は、国通知に基づき行っており、県要綱に定める必要性はないことから、様式を削除
- ・知事は、施設に対して、食中毒事案等が生じた場合、県への報告及び保健所へ報告・指導を受けるよう指導することを追加

▽居宅訪問型保育施設（ベビーシッター）に対する立入調査（集団指導）実施の明文化

- ・年々増加している居宅訪問型保育施設に対する指導強化
- ・令和5年度から実施している居宅訪問型保育施設（ベビーシッター）に対する集団指導（立入調査の代替）を要綱に規定

一口メモ：様式等のフォントを誰にとっても読みやすく理解しやすいようUDフォントに変更

7

【 参 考 】

←指導監督フロー図も今回改正に合わせて改正



提出書類一覧兼チェックリストの運用開始→

※届出者に対し、チェックリストによる確認を促がし、届出書に添付を求める。
（添付漏れの防止、届出書類の点検効率UPのため）

＜認可外保育施設関係＞

認可外保育施設「設置届出（施設型）」
提出書類一覧 兼 チェックリスト

【暫定版】

提出書類名	様式
1 認可外保育施設設置届出（法第59条の2第1項） ・議文（印押不要）	第1号様式
2 別紙（児童福祉法第59条の2第1項、施行規則第44条の3各号） ・施設の名称、所在地、その他運営情報等	第1号様式（別紙）
3 設置者の身分に関する公的証明書（身分を確認できる書類） （法人の場合）法人の登記簿謄本又は登記簿記載事項の写し（個人事業主）親筆署名付き身分証（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写し、本職地のある市町村が発行する住民証明書（原本）など ※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、マイナンバー部分は提出しないこと	発行元様式
4 施設平面図等 ・保育室や調理室、便所等の位置や大きさがわかる書類	任意様式
5 賠償責任保険、傷害保険等の保険契約書の写し ・出向・転居後の保険 ・加入している場合＞傷害保険など	発行元様式
6 有資格者の資格が確認できる書類 ・保育士、看護師、保健師に係る保育士登録証の写し等	発行元様式
7 職員の研修等の参加状況が確認できる書類 ・研修の終了証の写し等、研修を受講したことが分かる書類を添付すること。	発行元様式
8 子どもへの預かりサービスのマッチングサイト該当ページの写し（利用している場合のみ） ・マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供されるサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類を添付すること。	発行元様式
9 企業主導型保育事業運営費助成決定通知書 ＜＜企業主導型保育事業による運営費助成（予定）＞＞の「あ」	発行元様式
10 その他 ・「公的証明書」や「公的証明書」に従事している職員の配置予定表（平均的な職員配置）など、別紙様式で記載できない場合、別紙の形で内容をわかる資料を添付すること。	任意

＜届出に関する担当者＞

会社名・所属：
氏名（ふりがな）：
電話番号：
e-mail：

8